

いづも課からのお知らせ

25-5206

①児童扶養手当

対象 次のいずれかに該当する児童を育てている父または母、もしくは主として生計を維持する養育者

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母に一定の障がいがある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母に1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童

※婚姻には事実上の婚姻関係も含みます。

③「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、または一定の障がいのある20歳未満の方のことを指します。

手当額（令和4年4月分から）

全部支給	月額43,070円
一部支給	月額43,060円
※10,160円	

※手当額は本人や扶養義務者の所得額に応じて変わります。児童

が複数いる場合には加算があります。

※手当は申請月の翌月分からの支給になります。

現況届の提出

8月1日現在、手当を受給している方は毎年8月中旬に「現況届」の提出が必要です。提出がない場合、11月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。該当する方にはご案内を郵送しますので、内容をご確認の上、提出をお願いします。

②いづも医療費

18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さんが医療保険制度で医療を受ける場合に、医療費を助成する制度です。

対象 市内に住所を有し、医療保険制度に加入している児童（重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費支給対象者は除きます）

申請について

出生・転入時に申請を受け付けていますが、まだ手続きが済んでいない方は届け出をしてください。※適正受診にご協力ください。※加入医療保険等の申請内容に変更があった時は、速やかに届け出をしてください。

③ひとり親家庭等医療費

ひとり親家庭等の皆さんが、医療保険制度で医療を受ける場合に、

医療費の一部を助成する制度です。（重度心身障害者医療費支給対象者は除きます）

対象 ①児童扶養手当の対象者とその児童

※本人や扶養義務者の所得によっては、支給停止となる場合があります。



いづも・ひとり親家庭等・重度心身障害者医療費制度が変わります

こども医療費・重度心身障害者医療費は令和4年10月1日診療分から、ひとり親家庭等医療費は令和5年1月1日診療分から、現物支給の範囲が秩父郡市内から埼玉県内に拡大されます。対象の方には、今後ご案内の通知を送付する予定です。

埼玉県内で現物支給を実施する医療機関に受診した場合、保険適用分の医療費については窓口での支払いは不要です。ただし、同じ月・同じ医療機関で、保険適用分の医療費が『現物支給限度額』（下記の表を参照）を超えた場合は、秩父郡市内も含め、窓口での支払いが必要です。県外医療機関の受診は現物支給の対象になりません。医療機関で医療費の支払いをし

現物支給限度額

	秩父郡市内	埼玉県内	埼玉県外
こども医療費	21,000円		現物支給の対象外（今までのとおり、手続きは変わりません）
ひとり親家庭等医療費	70歳未満：21,000円 70歳以上：8,000円（市町村国保は、限度額なし） 75歳以上：限度額なし	21,000円	
重度心身障害者医療費	社会保険・組合国保加入者70歳未満：21,000円 社会保険・組合国保加入者70歳以上：外来8,000円・入院15,000円 市町村国保・埼玉県後期高齢者医療制度加入者：限度額なし		

た場合は、市の窓口を受給者証、健康保険証、領収書をお持ちになり、医療費の請求をしてください。請求書に添付する領収書は、診療内容（保険点数、負担割合など）の分かるものをお持ちください。※医療機関では必ず受給者証を提示してください。※適正受診にご協力ください。※加入医療保険等に変更があった時は速やかに届け出をしてください。

問 こども課 25-5206

障がい者福祉課 27-7331